

編集長から

## 川をつくることは、地域をつくること

増田 一世

やどかりの里には、全国各地からたくさん  
のニュースレターが届く。事務所にいながら  
全国の活動から学ぶことができ、貴重な学習  
のための資源となっている。共感し、感動した  
ニュースレターをご紹介したい。

「南信州地域問題研究所ニュース」No.95  
(2002年1月15日)は、「川と地域をつくる

四万十川を題材として」というテーマで、  
高知県中村市四万十川対策課清流保全係長  
宮本昌弘さんのお話を掲載していた。限られた紙面なので、具体的に紹介できないのが残念だが、宮本さんの述べている住民と自治体行政の関係について、一部ご紹介したい。宮本さんが基本にしていることは、「住民がやっていることを、どう住民に伝えていくか、住民が住民から学ぶというシステムをつくっていくこと」そして、次がまさに発想の転換なのだが、環境関連の条例には「市民の責務、協力」が謳われるが、宮本さんはそういう考え方を避けたいと述べているのである。川の環境を守るということは、もともと市民の自発性に関するものなので、「こうしなくてはならない」という言葉を条例の中に謳い込む筋合いの問題ではないと指摘する。市民に義務を課すのではなく、宮本さんは「四万十川を守りたいという市民をつくるように、市長に義務を課したらいいと思っている」と語っている。行政が、環境を守らなくてはならないとトップダウンで住民に指令するのではなく、市民が自らの意思で、自分たちの暮らしたい地域の環境を考え、取り組んでいくことなのだという主張である。

前号の本欄でご紹介したように、私たちは  
さいたま市の障害者計画づくりの行方を見守

りつつ、横のつながりをつくり、学習を進めている。これはまさに住民が住民から学ぶことであり、私たちはどう生きようとしているのか、どんな暮らしを実現したいと考えているのかを自らに問う作業である。宮本さんが言うように「川をつくることは地域をつくること」であれば、「障害者計画をつくることは、地域をつくること」と考えてもいいのではないか。私たちは障害者計画を通して自治体職員との対話を求めていた。そして、住民同士の相互学習を重ねながら、自分たちの暮らしの実態に根ざした思いをどう計画に盛り込んでいかれるのかを考えているのである。

今号の特集では自らの人権意識を問うことになった。宮本さんの指摘もまさにそこに重なる。誰かが考えてくれる四万十川なのではなく、この流域に生きてきた代々の人々の思いや願いを学び、今を生きる私たちがどのように考え、行動していくのかを住民1人1人が主体的に考えることこそ大切なのだ。私は宮本さんの報告から、住民同士の共育ちこそが、四万十川の環境保全の本質なのだという指摘と受け止めた。この宮本さんの主張はコンセンサスを得るのが難しいようだ。宮本さんの主張が当たり前になるために、私たちは、人権についてを鮮明に意識し、腰を据えた住民の運動を各地で展開していかなくてはならない。

翻って、今国会に上程されている「個人情報保護法案」は、まさに「国民の自発性に関わる問題」であり、「法律によって規制する筋合い」のものではないと思う。いかが思われますか。